

相続

遺言

相続税

家族信託

相続の
相談実績

1,200件以上

相続の専門家が対応!

相続の相談会

7日間開催

9:30~16:30

事前予約制

2021年
10月

16 [土] 17 [日]
18 [月] ~ 22 [金]

場所

会場1 10/16 [土] 17 [日] 芦屋市民センター102号室
〒659-0068 兵庫県芦屋市業平町8番24号

会場2 18 [月] ~ 22 [金] みなみ司法書士事務所
〒663-8204 兵庫県西宮市高松町7-26 コーディアルコート前宏301

ご予約
ダイヤル

☎ 0120-327-357 ※事前予約制 (お電話でお申込下さい)

特典

先着20名様 預貯金と不動産の手続きも丸わかり!
あんしん相続ガイドブックをプレゼント!

※「相続は複雑で難しい」というお声にお答えして、今回特別にご用意させていただきました。



当事務所の
新型コロナウイルスへの
対策につきまして

当事務所では皆様にも安心してご来所いただけるよう下記に取り組んでいます。

●アクリル板の設置 ●消毒液を利用した手の殺菌 ●定期的な換気 ●マスクを着用した面談
その他ご不安な事に関しましては当事務所までお問い合わせくださいませ。

相続手続きでこんなお悩みありませんか?

相続不動産について

- 将来的に利用予定のない土地を売却したい。
- 維持・管理が難しい不動産を保有している。
- 実家が共有名義で相続人間で話し合いが進まない。
- 不動産の売却価格を査定して欲しい。



相続手続きから相続不動産の売却までを一括してサポートします。
提携の不動産会社が無料で売却査定を行います!

財産の名義変更について

- 高齢のため自分では手続きが難しい。
- 働いており昼間に手続きする時間がない。
- 預貯金、株式、会員権の名義変更方法がわからない。
- 相続された口座や不動産、自動車などの名義を一括して変更したい。



財産の名義変更をしないで放置しておくと、
後で様々なトラブルが起こります。

相続税申告について

- 相続税がどの程度かかるか知りたい。
- 相続税を節税したい。
- 生前贈与の注意点を聞きたい。
- 税務調査ってどんなことを聞かれるの?



経験豊富な税理士が、相続税申告の方法や
相続税申告の準備のご提案をします。

遺産分割について

- 財産が土地しかなく、売却して遺産分割を済ませたい。
- 疎遠の相続人がいて手続きが進むか不安。
- 他の相続人の所在が分からず、話し合いが進まない。
- 他の相続人と話をせずに、手続きを進めたい。



亡くなられた方の遺志を尊重し、遺された相続人と
トラブルにならないようお手伝いいたします。

相続登記(名義変更)が義務化されます!

所有者不明の土地がこれ以上増えないように、2024年以降相続登記が義務化される予定です。

相続から3年以内に登記申請をしなければ、10万円以下の過料が科せられてしまいます!

相続登記を放置していた場合に被るデメリット

元々の相続人が亡くなった場合に、
相続関係が複雑になり、
手続きが面倒になる



相続した不動産が
自分の意思で売却したり、
担保に入れたりできなくなる



相続人の中に借金がある人が
いた場合、不動産を差し押さ
えられるリスクがある



相続トラブルにつながる可能性があります!

相続税申告には期限があります!

相続税の申告は、**被相続人が亡くなってから10ヶ月以内**にしなければなりません。
手続きを放置しているとあっという間に10ヶ月が経ってしまいます。

- 自分で手続きを行おうと思ったけど、間に合わなかった…
- 相続税申告に期限があるなんて知らなかった…
- 手続きに必要な書類が分からなくて進まない…
- 税務署から「相続税についてのお尋ね」の書類がきて、思い出した…



相続税申告も
放置せずすぐに
相続の専門家へ
相談を!

相続の専門家がお悩みを解決します

みなみ司法書士事務所

代表 **光山 仁煥**

兵庫県司法書士会所属 第1299号
簡易裁判所訴訟代理権認定番号 第214179号



相続・遺言・家族信託などのご相談は早めの対応が必要です。当事務所では、分りやすく・丁寧に、相談者様のお立場になって手続きの方針を考えます。
ご相談者様にとって最良な方法をご提案致しますので、その内容を十分にご理解、ご納得いただいた上でご依頼いただけます。相続・遺言・家族信託のことなら西宮市の私たちに安心してお任せ下さい。

税理士法人心 大阪税理士事務所

所長 **大澤 耕平**

近畿税理士会北支部
登録番号 144716号



相続税は、だれがどの遺産を取得するかによって、金額が大きく変わることがあります。他方で、相続税のことばかりに気を取られていると、後々もめ事が起きやすくなるような遺産の分け方をしてしまう場合もあります。そのため、相続の手続きは、相続税という「税金面」と、遺産の分け方という「法律面」の両方を見据える必要があります。相続を集中的に扱っている弁護士兼税理士として、「税金面」と「法律面」両方の観点から、最適なご提案をさせていただきます。

相談をご希望の方は
お電話にて事前申し込みを
お願い致します。

0120-327-357

平日9:00~18:00

土・日・祝日・夜間も相談可能!

西宮市を中心に
兵庫県全域、
相続・遺言・不動産の
ご相談なら

みなみ司法書士事務所

〒663-8204 兵庫県西宮市高松町7-26コーディアルコート前301
Tel:0120-327-357



QRコード



西宮 相続

検索

<https://nishinomiya-isansouzoku.com/>

